

NUBIC知的財産情報開示

開示日： 2013年11月08日

各位

NUBIC知的財産情報の要約をお届けいたします。
尚、NUBICベンチャークラブ特別会員、一般会員にはすでにお知らせしています。

	NUBIC管理番号: <input type="text" value="2011000012"/> 整理番号 <input type="text" value="11582"/> 担当者 <input type="text" value="井上 典之"/>
表 題	<input type="text" value="電子カルテシステムにおける医師間の診療情報共有方法"/>
技術分野	<input type="text" value="情報・通信"/> <input type="text" value="生活・文化"/> <input type="text" value="電子カルテ"/>
適用製品	<input type="text" value="電子カルテシステム、診療情報共有システム、医師間の患者紹介システム"/>
目 的	<input type="text" value="本特許は、電子カルテシステムにおいて、医師間でカルテを共有する際に、患者が自分のカルテを、診療中の医師以外の医師に閲覧を許可することを可能とする方式に関するものである。本システムの特長は、単に電子カルテをサーバ上で共有するだけでなく、従来の医師間の紹介状のように、患者が自分のカルテ閲覧を許可し、診療を受けることを可能にすることができ、カルテ閲覧許可が確実にシステムに記録される点にある。"/>
技術概要	<input type="text" value="電子カルテシステムを利用しながら、診療を行う医師が、患者に他の医師を紹介する場合には、通常、診療情報提供書を患者が持参し、他の医師の診察を受けることになる。このとき、患者は、自分のカルテ上の診療情報を、他の医師が閲覧することを暗黙のうちに了承している。本特許では、従来のこのプロセスを、電子的に行うことを目的としている。ポイントは、最初に診療している医師と患者間で、他の医師を紹介するにあたって、患者本人しか知らないパスワードを使用するところにある。患者は、自分でシステムにパスワードを入力し、紹介された医師を訪問する。ここで、最初に入力したパスワードをシステムに入力することで、自分の診療情報に対して、他の医師に閲覧許可を与えることになる。このプロセスは、完全にシステムに記録することができ、2名の医師と患者間で診療情報に関する閲覧状態も記録することができる。"/>

技術移転等をご希望の場合は、下記事項をご記入の上、本用紙にてお申込みください。

(FAX, e-mail, 郵送いずれでも可。)

各担当コーディネーターからご連絡を差し上げます。

面談希望日時	<input type="text"/>
(ふりがな) 氏 名	<input type="text"/>
会社名	<input type="text"/>
所 属	役職 <input type="text"/>
電話番号	<input type="text"/> FAX番号 <input type="text"/>
E-mail	<input type="text"/>
連絡事項	<input type="text"/>



【申込み・問い合わせ先】

日本大学産官学連携知財センター (NUBIC)

〒102-8275 東京都千代田区九段南4-8-24 日本大学会館

TEL: 03-5275-8139 FAX: 03-5275-8328 E-mail: nubic@nihon-u.ac.jp